

## 鴨川市市制施行 20 周年記念事業（キャッチコピー）募集要項

### 1 趣旨

20 周年記念事業の基本理念に沿ったキャッチコピーを作成し、市制施行 20 周年記念式典、冠事業等で活用します。

キャッチコピーは、祝賀の機運を醸成するため、本市の歩みと 20 周年記念事業の基本理念を周知させ、広く市民等から投票等を受け付けることとします。

### 2 本市の歩み

本市は、平成 17（2005）年 2 月 11 日、旧鴨川市と旧天津小湊町の合併により現行の市制を施行しました。

本市は、温暖な気候と豊かな自然環境、新鮮で豊富な食材に代表される貴重な自然資源、全国レベルの集客力を持つ観光・宿泊施設、充実した医療・福祉・スポーツ環境や特色ある保育・教育環境など、まちづくりの基盤となる地域資源を多数有しています。

これらの資源を、次の世代へと大切に引き継ぎ、最大限に活かしていくことにより、市民の安心・安全で健やかな暮らしを根幹とした、将来にわたって活力にあふれ、継続的な発展が可能となるまちづくりを進めてきました。

その過程においては、本市に関わる全ての人々の交流と協働をまちづくりの大きな推進力とし、市民一人ひとりがふるさと鴨川に誇りと愛着をもち、誰もが何度も訪れたいくなる「安らぎのふるさと」をみんなで育んできました。

このような想いから、鴨川市の目指す姿、まちづくりの象徴として、「活力あふれる健やか交流のまち鴨川～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～」を本市の将来都市像として設定しています。

#### 【沿革】

市町村名	関係市町村	廃置分合の日	経過年数
鴨川市	鴨川市、天津小湊町	H17. 2. 11	20 年
鴨川市	鴨川町、長狭町、江見町	S46. 3. 31	54 年
鴨川町	鴨川町、東條村、西條村、田原村	S29. 7. 1	71 年
長狭町	大山村、吉尾村、主基村	S30. 3. 31	70 年
江見町	江見町、曾呂村、太海村	S30. 3. 31	70 年
天津小湊町	天津町、小湊町	S30. 2. 11	70 年

\*経過年数は、それぞれの廃置分合の日の令和 7 年の対応日におけるもの

### 3 20 周年記念事業の基本理念

市制施行 20 周年の節目に、本市の発展の歩みを振り返り、先人たちの業績に感謝するとともに、本市の価値を再確認し、これを未来に承継し、さらに発展させる行動につなげることを目指して、事業を進めることとします。

#### 4 募集概要

(1) 下記のアからエまでの案に投票又はオのその他の自由記載とする。

ア 繋いで、紡いで、結んで、絆ぐ

イ 万年の繁栄を

ウ 今、羽ばたく 次の20年へ

エ 先人たちへの感謝

オ その他 ( )

(2) 自由記載の応募要件

ア 本募集要項「2 本市の歩み」及び「3 20周年記念事業の基本理念」を踏まえた、本市に対する思いや希望などを端的に表現したものとする。

イ 漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字、記号の使用が可能です。ただし、一般的なパソコンで表示が困難な文字の使用は不可とする。

ウ 20文字程度として、記号やスペースも1文字とする。

#### 5 募集期間

令和6年11月19日(火)午後1時から12月18日(水)午後5時15分までの30日間とする。

#### 6 応募資格

鴨川市に在住、在勤、在学の者とする。

#### 7 応募方法

専用の投票フォーム(Logoフォーム)又は電話にて、最もふさわしいと思う案に投票するか、又はその他の自由記載とする。投票は下記のリンクまたはQRコードから行えます。いずれの場合も、投票回数は1人1回限りでお願いする。

キャッチコピーの投票はこちらから<外部リンク>

<https://logoform.jp/form/WzTS/811811>



(1) 投票フォームによる投票

投票フォームは広報かもがわ、市ウェブサイト、公式LINE（ライン）等に記載のQRコードからアクセスする。

投票フォームの設問数は次の5問とする。

ア 本募集要項4の募集概要（1）のアからエまでの案への投票（必須：選択式）又はオのその他（必須：記述式）を選択した場合は、次の①から③までの事項を記載する。

① 氏名、ふりがな

② 生年月日

③ 住所、電話番号

イ 上記アの理由（任意：記述式）

ウ 応募資格（必須：選択式）

エ 性別（任意：選択式）

オ 年齢層（任意：選択式）

(2) 電話による投票

投票先は、鴨川市企画総務部総務課秘書広報室（04-7093-7827）とし、受付時間は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

投票受付の際の設問数は上記（1）と同様とし、任意項目は差支えのない範囲で聴取する。

ア 本募集要項4の募集概要（1）のアからエまでの案への投票又はオのその他（必須）を選択した場合は、次の①から③までの事項を聴取する。

① 氏名、ふりがな

② 生年月日

③ 住所、電話番号

イ 上記アの理由（任意）

ウ 応募資格（必須）

エ 性別（任意）

オ 年齢層（任意）

## 8 選定方法

投票結果を勘案し、庁議において決定する。

## 9 周知方法

(1) 投票募集に係る周知

ア 広報かもがわ（12月1日号）

イ 市ウェブサイト・公式LINE（ライン）

ウ 報道提供

- (2) 選考結果に係る周知
  - ア 20周年記念式典
  - イ 広報かもがわ（2月1日号）
  - ウ 市ウェブサイト・公式LINE（ライン）
  - エ 報道提供

## 10 活用方法



キャッチコピー

上記のイメージで、市制施行20周年記念式典、冠事業等で活用します。

## 11 自由記載の注意事項

- (1) 応募作品は、自作で未発表のものとし、他の作品と類似していないものに限る。また、著作権や商標権、第三者の権利を侵害するおそれがないものとする。
- (2) 公序良俗その他法令の規定に反するもの、誹謗中傷を含むものは、審査の対象外とする。また、採用後であっても、これらの条件に違反していたことが判明した場合、採用を取り消す。
- (3) 応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償を提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決することとし、鴨川市は一切の責任を負わない。なお、作品に関して、鴨川市が損害を被った場合は、損害を賠償させる場合がある。
- (4) 応募者の氏名や住所などの記載事項に虚偽が判明した場合、審査の対象外とする。また、採用後に判明した場合、採用を取り消す場合がある。
- (5) 応募者の氏名等の個人情報、本募集以外の目的には使用しない。
- (6) 提出された資料は原則として返却しない。必要な場合は予め控えを残した上で応募する。
- (7) 作品の作成等にかかる費用は全て応募者が負担する。
- (8) 採用作品の著作権、使用权等一切の権利は、鴨川市に帰属する。

- (9) 応募作品は、鴨川市にて一部修正を行う場合がある。
- (10) 採用作品及び採用者の氏名等について、市広報誌や市ウェブサイト等へ掲載する場合がある。